

大学等における国際交流に関する現状と取組

文部科学省 高等教育局
高等教育国際戦略プロジェクトチーム



文部科学省



新型コロナウイルス感染症による留学生交流への影響

INBOUND -日本への留学生-

312,214人
(2019年5月現在)



279,597人
-10.4%
(2020年5月現在)

OUTBOUND -日本からの留学生-

115,146人
(2018年度)



107,346人
-6.8%
(2019年度)

新型コロナウイルス感染症による留学生交流の影響

INBOUND (受入れ)

外国人留学生

約28.0万人

(2020年5月1日時点)

高等教育機関	約21.9万人
大学・短大	約13.6万人
高専	約0.04万人
専門学校	約8.0万人
準備教育課程	約0.3万人

日本語教育機関 約6.1万人

出典：JASSO「外国人留学生在籍状況調査」

- ◆ 2021年1月の緊急事態宣言の発出を受けて外国人留学生の新規入国停止。また、3月18日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態宣言解除後も、当分の間「特段の事情」を除き本措置を継続することとされた。
※既に在留資格を有する外国人留学生は入国可。
- ◆ 5月中旬以降、国費留学生等の留学生については「特段の事情」として、必要な防疫措置を行うことを条件に段階的に入国を再開。
- ◆ 11月8日以降、私費留学生についても入国者総数の枠内で、大学等の受入責任者の管理の下、入国が認められることとなった。
- ◆ 11月30日以降、オミクロン株の影響により、当面の間、外国人留学生の新規入国停止。
- ◆ 12月20日以降、外国人留学生の新規入国再開に向けた申請書類に関する事前相談の受付を開始。
- ◆ 2022年1月11日、水際対策については、人道上、国益上の観点から必要な対応を行いつつ、当面の対応として2月末まで、現在の水際対策の骨格を維持することとなり、外国人留学生の新規入国については、卒業や進級が迫る学生もいる状況等を踏まえ、対応を検討することとされた。
- ◆ 1月17日、外国人留学生の新規入国については、公益性や緊急性の観点から、個別の事情を勘案し、必要な防疫措置を講じた上で入国を認めることとなった。
→卒業や修了まで1年未満となり、入国ができないことで卒業等に支障をきたすことが懸念される者であって、必要な防疫措置等の受け入れ準備が整っている国費留学生87名。

新型コロナウイルス感染症による留学生交流の影響

OUTBOUND (派遣)

日本人留学生 (主に短期)

約10.7万人

(2019年度)

※このうち、6割超が1カ月程度の比較的短期のプログラムによる留学。

出典：JASSO「日本人学生留学状況調査」

【参考】

OECD等の**2018年統計**による日本人海外留学者数を集計したところ、**約5.9万人**であった。

出典：OECD「Education at a Glance」、ユネスコ統計局、IIE「Open Doors」等の統計を基に文部科学省が集計したもの。

- ◆ 現在、**全世界の約8割**に対し「**渡航中止勧告**」が出ている状況。また、**留学先の水際対策**により日本人学生が入国できない場合もある。
- ◆ 2020年11月に**海外大学の学位取得を目指す日本人留学生について、学生が渡航先の防疫措置を確認していること等を条件としてJASSO奨学金支援を再開。**
- ◆ 2021年6月15日の通知で、**大学間交流協定に基づく1年間（実際の派遣期間9か月以上）の留学プログラム再開**について、大学等における学生の安全確保等の留意事項を周知。同通知にて、「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」や大学間交流協定プログラム等による留学についても**8月渡航分から支援を再開**。今後、9か月未満の派遣期間のプログラムについても、国内外の感染症の流行状況や帰国時の水際対策の状況を踏まえ、段階的に再開を検討。

【参考1】全世界の海外安全情報

2022年1月6日現在、**全世界の約8割**（162か国・地域）が感染症危険情報レベル3。それ以外の国・地域も感染症危険情報レベル2。

【参考2】各国・地域による日本人留学生への入国制限措置

日本人学生の主な留学先のうち、1月5日現在、**中国（第6位）、台湾（第8位）、フィリピン（第9位）**が日本人留学生への入国制限措置（中国は再入国を含め不可、台湾、フィリピンは新規入国が不可（新規査証発給の停止））

グローバル人材育成のための大学の国際化と学生の双方向交流の推進



1. 大学教育のグローバル展開力の強化

令和4年度予算額(案) : 40億円 (前年度予算額 : 43億円)

(1) 大学の体制の国際化

令和4年度予算額(案) : 30億円
(前年度予算額 : 33億円)

「スーパーグローバル大学創成支援事業」

我が国の高等教育の国際競争力の向上とグローバル人材の育成を図るため、国際化を徹底して進める大学を支援。

- スーパーグローバル大学創成支援 30億円
37件(トップ型13件/グローバル化牽引型24件)(2014年度-2023年度)

(2) 教育プログラムの国際化

令和4年度予算額(案) : 11億円
(前年度予算額 : 10億円)

「大学の世界展開力強化事業」

大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援。

- インド太平洋地域等との大学間交流形成支援(新規)
(2022年度-2026年度 : 11件程度)
- アジア高等教育共同体(仮称)形成促進
(2021年度-2025年度 : 21件)
- 日-EU戦略的高等教育連携支援
<交流推進型/(プラットフォーム型)>
(2019年度-2023年度 : 3件)
- アフリカ諸国との大学間交流形成支援
<交流推進型/プラットフォーム型>
(2020年度-2024年度 : 8件)
- COIL型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援
<交流推進型/プラットフォーム型>
(2018年度-2022年度 : 10件)

2. 大学等の留学生交流の充実(※経協予算)

令和4年度予算額(案) : 333億円 (前年度予算額 : 335億円)
令和3年度補正予算額 : 1億円

(1) 大学等の留学生交流の支援等

令和4年度予算額(案) : 72億円
(前年度予算額 : 73億円)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている留学生交流の継続や再開に向けた取組等を支援する。コロナ禍においても、日本人学生が海外留学を継続できるよう必要な支援を行うとともに、ポストコロナ期を見据え、若者の海外留学への機運醸成を図る留学促進キャンペーン「トビタテ! 留学JAPAN」の活動を推進する。

- 大学等の海外留学支援制度 70億円
<学位取得型> 大学院 : 300人 学部 : 205人
<協定派遣型> 15,960人(渡航支援金900人を含む)
<協定受入型> 5,000人
- 日本人の海外留学促進事業 0.8億円

(2) 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

令和4年度予算額(案) : 261億円 (前年度予算額 : 262億円)
令和3年度補正予算額 : 1億円

「留学生30万人計画」の検証結果も踏まえ、質の高い国際流動性の実現に取り組む。特に、内なる国際化にもつながることから、優秀な外国人留学生を確保するため、日本留学の魅力発信を強化するとともに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等を踏まえ、大学等における在籍管理の徹底を図りつつ、外国人留学生の国内就職に資する取組を支援する等により、外国人留学生の我が国への受入れを促進する。

- 日本留学への誘い、入り口(入試・入学・入国)の改善 13億円
・日本留学海外拠点連携推進事業 7拠点
- 受入れ環境づくり、卒業・修了後の社会の受入れ推進 238億円 等
・国費外国人留学生制度 11,344人
・留学生受入れ促進プログラム 7,054人
・留学生就職促進プログラム 3拠点

趣旨

- 徹底した「大学改革」と「国際化」を断行し、我が国の高等教育の国際通用性、ひいては国際競争力強化の実現を図り、優れた能力を持つ人材を育成する環境基盤を整備する。
- 本事業のこれまでの実践により得られた優れた成果や取組を国内外に対し戦略的に情報発信し、海外における我が国の高等教育に対する国際的な評価の向上と、我が国大学全体としての国際化を推進する。

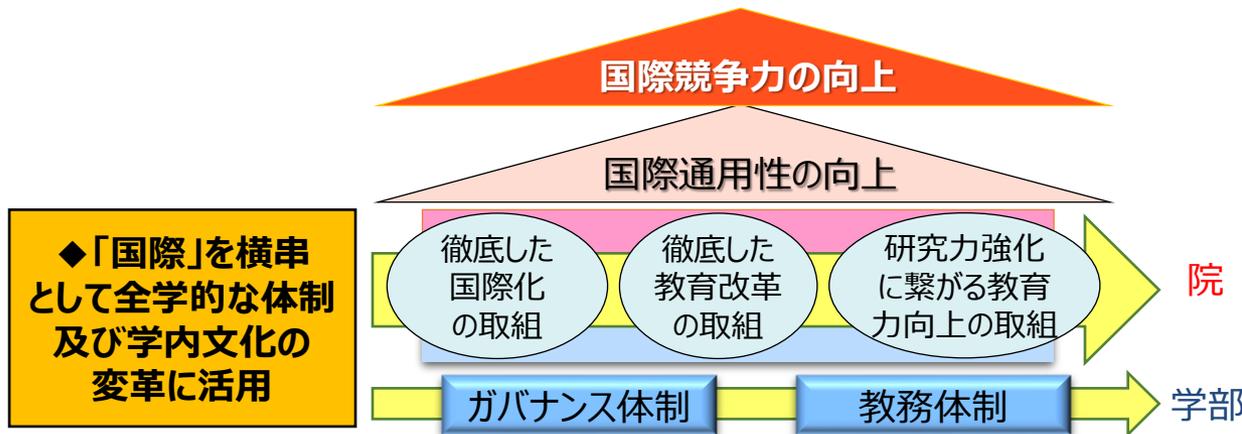
スーパーグローバル大学創成支援

世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための新たな取組や、人事・教務システムの改革などの体質改善、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、徹底した国際化に取り組む大学を重点支援。

(事業期間：最大10年間(2014年度～2023年度))

- トップ型 13件×@119百万円**
世界ランキングトップ100を目指す力のある大学を支援
- グローバル牽引型 24件×@53百万円**
これまでの実績を基に更に先導的試行に挑戦し、我が国社会のグローバル化を牽引する大学を支援

※この他、フォーラム形成経費（150百万円×1件）及び審査・評価等経費（22百万円×1件）



事業選定37大学における
トップレベルの国際化の取組の推進

(例)

- 事業開始前に比べ、
- ・外国語による授業科目数は **約2倍**に増加
- ・受入外国人留学生数は **約1.5倍**に増加

本事業の優れた成果や取組の国内外に対する戦略的な情報発信

成果

令和3年度～
成果の横展開を目的とした
「大学の国際化促進フォーラム」構築

- ・海外における我が国の高等教育の **国際的な評価の向上**
- ・我が国の **大学全体の国際化の推進**

趣旨

世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進め、国際的通用性を備えた質の高い教育を実現するとともに、我が国の大学教育のグローバル展開力を強化する。

事業概要

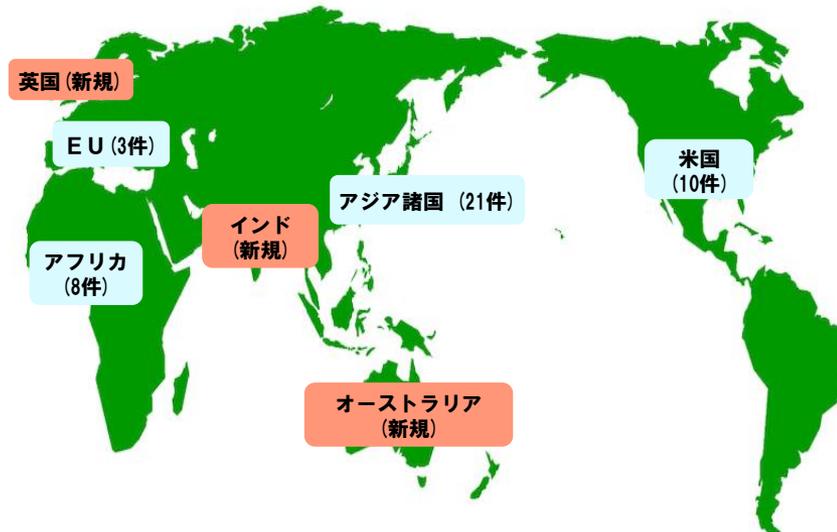
地域毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援。これら質の保証を伴ったプログラムにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進。(事業期間：最大5年間)

取組例

- ✓先導的・大学間交流モデルの開発
- ✓高等教育制度の相違を超えた質保証の共通フレームワークの形成
- ✓単位の相互認定、共通の成績管理の実施
- ✓学修成果や教育内容の可視化
- ✓国際共修、インターンシップ、オンラインを活用した国際協働国際共修学習等

補助期間	対象国	金額
2018 ~ 2022	米国	1.7億円
2019 ~ 2023	E U	1.3億円
2020 ~ 2024	アフリカ	1.1億円
2021 ~ 2025	アジア諸国	2.8億円
2022 ~ 2026	インド太平洋地域等	3.3億円

※上記の他、審査・評価等経費 (0.4億円×1件)



新規件数は合計11件程度を想定

成果

1. 学生交流増による、留学生30万人受入、日本人学生12万人海外派遣(2020年まで)達成への貢献
2. 海外連携大学との教育プログラム構築・実施に伴う我が国大学のグローバルな展開力の強化
3. 交流の相手国・地域との平和的友好関係の強化



趣旨・目的

○協定受入・協定派遣

諸外国の大学等の学生交流の拡充及び各国間の相互理解と友好親善の増進を図るため、大学間交流協定等に基づき、海外の高等教育機関へ派遣する日本人留学生及び我が国の高等教育機関に短期で受け入れる外国人留学生を支援する。

○学位取得

我が国のグローバル化や国際競争力の強化を促進するため、我が国の大学等の学生等を世界の最先端の教育研究活動を行っている海外の大学等に留学させ、学位の取得を支援する。

支援概要等

協定受入れ型

○支援人数・金額

各大学等がプログラムを申請

支援期間：1年以内

○積算額：1,600百万円(5,000人)

奨学金月額：80千円

○支援実績(出身国)※

順位	国名	人数
1	中国	1,069
2	米国	804
3	タイ	701

協定派遣型

○支援人数・金額

各大学等がプログラムを申請

※派遣先の国・地域により奨学金月額が異なる

支援期間：1年以内

○積算額：4,140百万円(15,960人)

奨学金月額：60千円、70千円、80千円、
100千円※

○渡航支援金：267百万円(上記のうち834人)

支給額：320千円

○支援実績(派遣国)※

順位	国名	人数
1	米国	3,551
2	豪州	1,604
3	タイ	1,356

学位取得型

○支援人数・金額

支援期間：原則学部4年・修士2年・博士3年を限度

※派遣先の国・地域により奨学金月額が異なる

○学部学位取得型：550百万円(205人)

奨学金月額：59千円、74千円、88千円、118千円※

授業料支給上限額：2,500千円

○大学院学位取得型：651百万円(300人)

奨学金月額：89千円、104千円、118千円、148千円※

授業料支給上限額：2,500千円

○支援実績(派遣国)【学部学位】 ○支援実績(派遣国)【大学院学位】

順位	国名	人数
1	米国	57
2	英国	28
3	豪州	20

順位	国名	人数
1	米国	77
2	英国	76
3	フランス	19

※協定受入れ型、協定派遣型の支援実績は令和元年度のもの

審査等経費

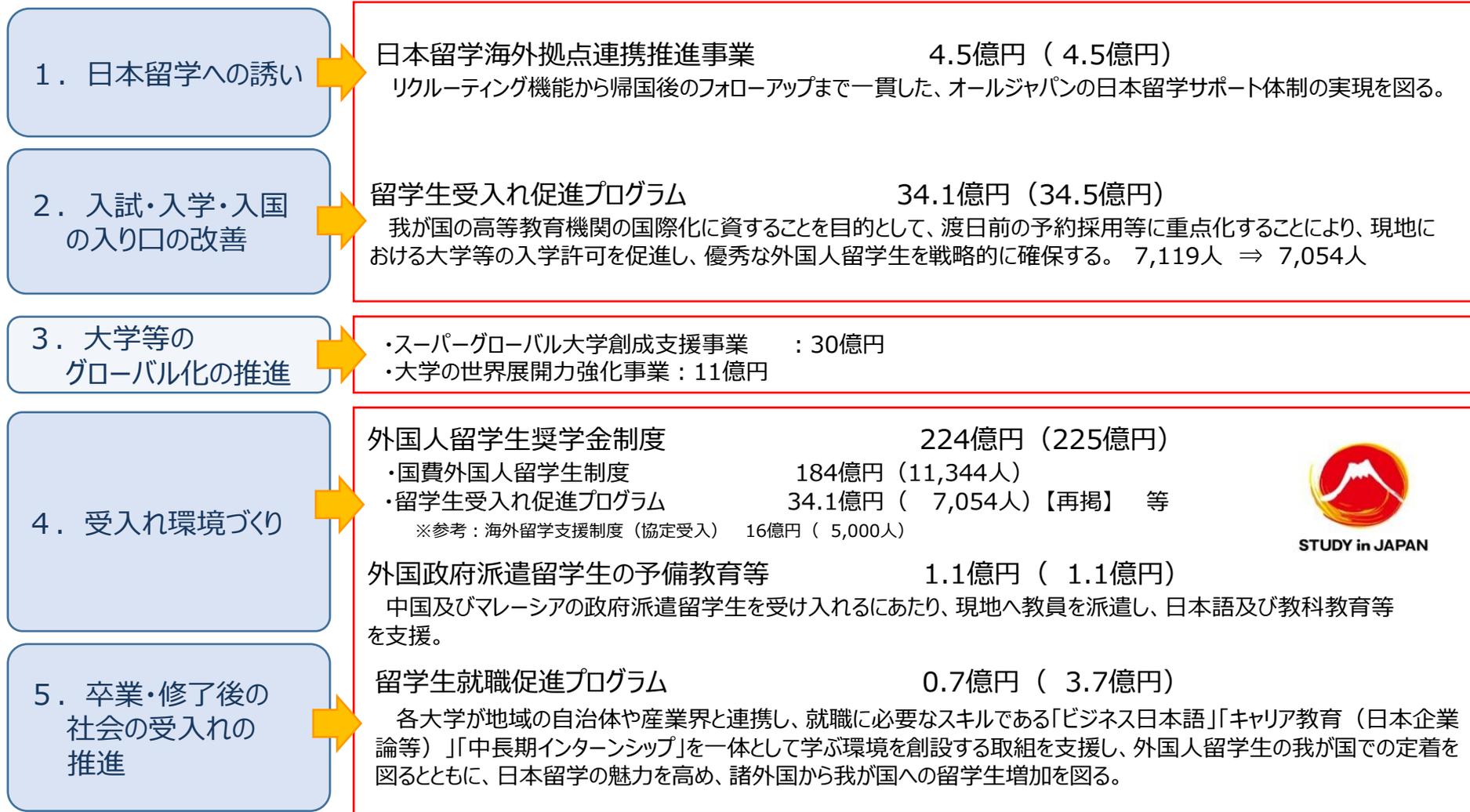
○審査等経費：67百万円

- ・(独)日本学生支援機構で実施する審査、短期留学の成果定着のための教職員研修の実施、効果的な留学のための学生の事前事後研修の実施

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

令和4年度予算額(案)
 (前年度予算額)

261億円
 262億円)



(独) 日本学生支援機構運営費交付金 (留学生事業) 61億円 (61億円)
 日本留学試験の着実な実施、留学生宿舍の運営、奨学金の支給等を実施。 ※留学生受入れ促進プログラムの金額を含む

(独) 日本学生支援機構施設整備補助金 4.2億円 (新規)
 国際交流施設等の整備を実施。

大学の国際化に伴い表面化する様々な課題

- (留学希望者が持つ) 海外学位・資格の適正な審査・評価の必要性
 - 海外での活動における安全の確保・危機管理
 - 安全保障貿易管理の徹底
- 教員の国際的な活動や、留学生等による機微技術の流出防止

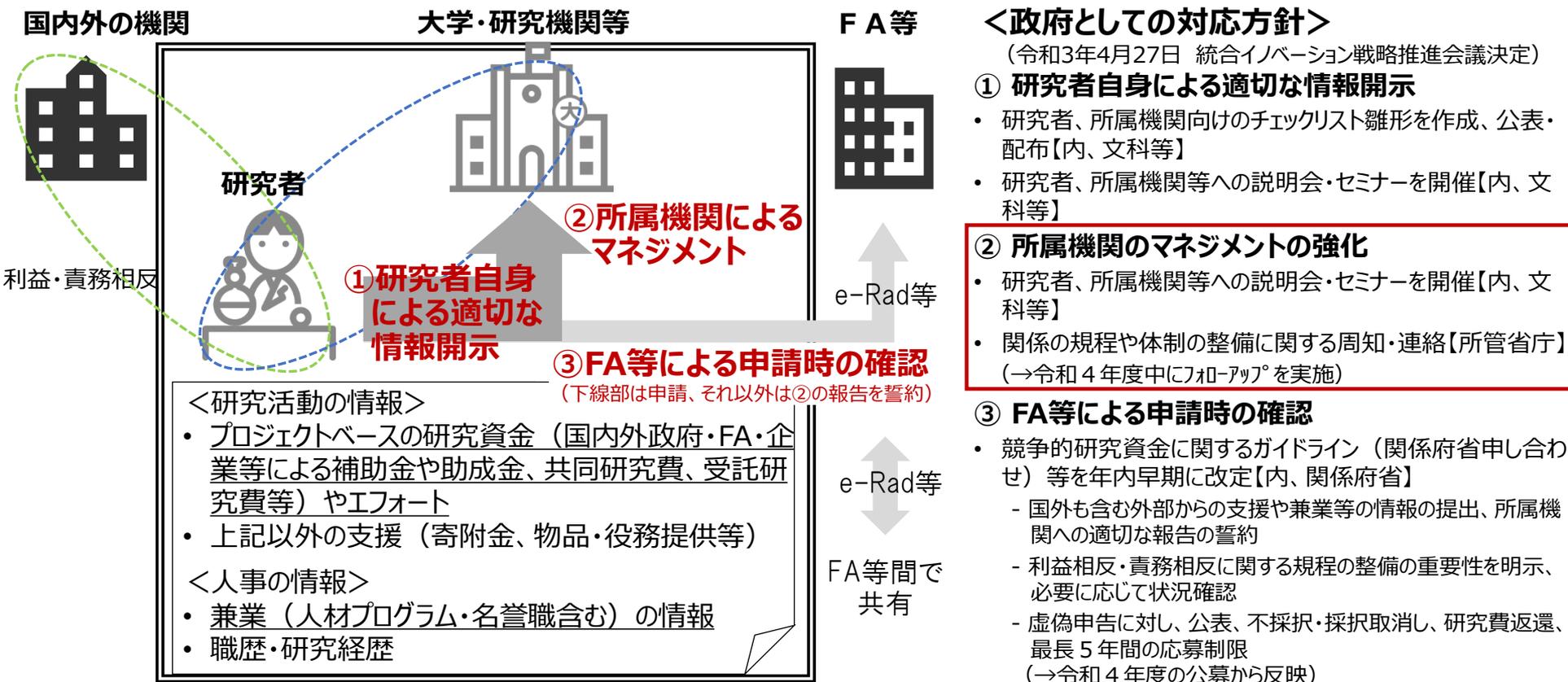
○ 安全保障貿易管理は、一律に大学等の活動を制限するためのものではなく、**むしろ自由な教育・研究環境を保証するための前提**となるもの。



○ **安心して教育研究活動を行うために、大学の適切な対応が不可欠。**

研究インテグリティの確保に係る取組の全体像

- 研究活動の国際化、オープン化が進む中、我が国として**研究活動の透明性を高め、国際的に信頼性のある研究環境を構築し、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくことが必要。**
- 具体的には、国内外の研究資金・支援や兼業・職歴等の情報について、①**研究者自身**による適切な情報開示、②**所属する大学・研究機関等によるマネジメント**を基本としつつ、①・②を促すため、③**公的資金配分機関（FA等）**は公的資金を配分する立場から申請時に追加情報を求めて不合理な重複等を確認する。
（※）FA等は、研究者から、研究資金・兼業の情報とともに、支援・職歴等の所属機関への適切な報告の誓約を求める



大学等における外為法に基づく安全保障貿易管理について

大量破壊兵器の開発や、通常兵器の過剰な蓄積をしている国等に高度な技術や貨物が渡ることによる国際的な脅威を未然に防ぐことが不可欠

⇒経済産業省等が所管する外為法に基づき、輸出や技術提供を行う全ての事業者は、適切な安全保障貿易管理を行うことが求められており、大学や研究機関等においても対応が必要

大学の身近な例

●外国人研究者・留学生の受入れ



●国際共同研究



●外国出張



●国際学会



外為法に基づく安全保障貿易管理

- 我が国では、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づき、適切な安全保障貿易管理が必要
- 特に大学等が留意すべきことについては、経済産業省が「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）」を作成し、周知・徹底を要請

大学等に求められる主な取組

- **組織体制の整備・運用**
 - ・担当部署等の決定・設置
 - ・関係規程の策定
 - ・学内研修 等
- **技術の提供や機器等の輸出の確認手続**
 - ・定められた手続の徹底（用途・相手先等の確認 等）
- **研究者・留学生等の出入国等における確認手続**
 - ・留学生等への技術提供等に係る管理
 - ・共同研究の実施時の管理 等



文部科学省の取組

- 大学・研究機関等に組織的な輸出管理体制の構築を要請する通知を发出
- 文科省・経産省の共催で、**大学・研究機関等向けの説明会**を毎年実施
- 文科省主催の大学等向けの会議**においても、制度の周知・意識啓発を実施
- 文科省・経産省合同で、**大学における体制整備の状況確認等のための調査**を毎年実施

今後の方向性

- 引き続き、経済産業省と連携し、「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイドンス」の周知を図る等、大学における体制整備を進める。
- 大学・研究機関等における**技術流出防止の強化と研究成果の創出・育成のバランスを図りながら安全・安心を実現していくことが重要であり、現場の研究者が萎縮することのないよう、引き続き、関係府省庁と連携して取り組む。**

大学における体制整備・規程策定状況

<体制> 輸出管理担当部署の設置状況

2018年度調査

文部科学省調査 (2019年2月時点)
回答数: 289校回答 (対象313校)

国立大学 81校 (94.2%)
公立大学 20校 (58.8%)
私立大学 72校 (42.9%)

※前年度比 1.5%改善
計 173校 (59.9%)

2019年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数: 299校 (対象321校)
【2020年4月時点】

国立大学 86校 (100%)
公立大学 24校 (70.6%)
私立大学 106校 (59.2%)

※前年度比 12.4%改善
計 216校 (72.2%)

2019年度より
経産省と合同
で調査を実施

2020年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数: 320校 (対象327校)
【2021年4月現在】

国立大学 86校 (100%)
公立大学 28校 (71.8%)
私立大学 125校 (64.1%)

※前年度比 2.4%改善
計 239校 (74.7%)

<規程> 関係規程の策定状況

2018年度調査

文部科学省調査 (2019年2月時点)
回答数: 289校回答 (対象313校)

国立大学 69校 (80.2%)
公立大学 14校 (41.2%)
私立大学 50校 (29.8%)

※前年度比 5.9%改善
計 133校 (46.0%)

2019年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数: 305校 (対象321校)
【2020年4月時点】

国立大学 86校 (100%)
公立大学 21校 (60.0%)
私立大学 91校 (49.5%)

※前年度比 18.9%改善
計 198校 (64.9%)

2020年度調査

文科省・経産省合同調査
回答数: 320校 (対象327校)
【2021年4月現在】

国立大学 86校 (100%)
公立大学 25校 (64.1%)
私立大学 101校 (51.8%)

※前年度比 1.3%改善
計 212校 (66.3%)

【調査実施対象】

- 2018年度 国立大学 及び 医歯薬理工農情報獣医学学部等を持つ公私立大学の313校
- 2019年度 国立大学 及び 医歯薬理工農情報獣医学学部等を持つ公私立大学の321校
- 2020年度 国立大学 及び 医歯薬理工農情報獣医学学部等を持つ公私立大学の327校

大学における体制整備・規程策定状況等（2020年度調査結果詳細版）

（括弧内は回答数、回答数（率））

	項目	国立（86）	公立（39）	私立（195）	計（320）
必須	①該非確認責任者を定めている大学数【※1】	86 (100.0%)	26 (66.7%)	115 (59.0%)	227 (70.9%)
	②安全保障貿易管理担当部署を設置している大学数【※2】	86 (100.0%)	28 (71.8%)	125 (64.1%)	239 (74.7%)
	②-1うち、専任部署を設置している大学数	12 (14.0%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	13 (5.4%)
	③安全保障貿易管理内部規程を策定している大学数【※3】	86 (100.0%)	25 (64.1%)	101 (51.8%)	212 (66.3%)
	③-1規程はないが、確認手続きを定めている大学数	- -	1 (2.6%)	13 (6.7%)	14 (4.4%)
推奨 (一部必須)	④外国人留学生等の受入れ時における技術提供の確認手続きを規定している大学数【※4】	84 (97.7%)	23 (59.0%)	93 (47.7%)	200 (62.5%)
	⑤取引相手先を確認している大学数（入口管理）【※5】	85 (98.8%)	27 (69.2%)	125 (64.1%)	237 (74.1%)
推奨	⑥帰国時の注意喚起を実施している大学数（出口管理）【※6】	50 (58.1%)	11 (28.2%)	65 (33.3%)	126 (39.4%)
	⑦リスト規制該当技術を持っていると回答した大学数	50 (58.1%)	14 (35.9%)	65 (33.3%)	129 (40.3%)

※1 貨物の輸出や技術の提供（入国後6ヶ月未満の留学生への教授等）を業とする大学は、該非確認責任者の選任が必須。

※2 経済産業省の指定するリスト規制該当技術を外国に提供等する大学は、輸出管理体制（業務分担・責任関係等）を定めることが必須。

※3 経済産業省の指定するリスト規制該当技術を外国に提供等する大学は、統括責任者の選任や、輸出管理体制や用途確認等の手続きを定めることが必須。

※4 技術提供全般において、確認手続きを規定することを推奨（リスト規制該当技術を外国に提供等する場合には、当該確認手続きの規定は必須。）

※5 取引全般において、取引相手先の確認を推奨（リスト規制該当技術等を外国に提供等する場合には、当該確認は必須。）

※6 出口管理において、安全保障貿易管理に係る注意喚起を実施することを推奨。

「みなし輸出」管理の運用明確化

- 「**特定国の非居住者に提供することを目的とした取引**」に係る概念を明確化し、**居住者への機微技術提供であっても、下図のように、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する場合には、「みなし輸出」管理の対象であることを明確化する。**

従来



制度見直し

見直し案



- ① 外国政府や外国法人等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国政府や外国法人等の指揮命令に服する又はそれらに善管注意義務を負う者 への提供
- ② 経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者 への提供
- ③ 国内において外国政府等の指示の下で行動する者 への提供

安全保障貿易管理を確実に実施するための外為法の概要や管理、手順等を取りまとめた「**安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）**」を経産省と合同で更新しておりますので、体制整備等の際に御参照ください。